山崎たつえの市議会議員日記

無所属　第 33 号(25 年 11 月 18 日)
390-0851 松本市島内 6595　ｆａｘ　0263-87-7055
ホームページ　http://www.tatsue.jp/「日々雑感」**再開**

10 月 30 日 24 年度の決算について臨時議会が開催された。私は「放射能について福島県以外の人を避難者として受入れ、多額の市税を使用している。その実施に至る過程に二つの問題があるので決算を否決した

★Ⅰ点「福島県以外から避難者として受入れても良いとする**法的根拠がない**」。

★Ⅱ点「審議の為に議会へ出された**文書が不適切**である。

上記の二点の問題点を以下、調査した。

税の使い方を考えてみましょう

福島県知事からは松本市に避難者受入要請書がきている（家賃のみ国が負担。他は何処にいても必要の為自己負担）。しかし、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木県知事からの避難者受入要請は平成 23 年 11 月で終了している。**「地元県で依頼しない」と言う事は「避難の必要性を地元県で認めていない証」**。にもかかわらず松本市は法に反して 24 年 2 月より千葉、茨城県等から避難者として受入、✾何の調査もせず「放射能が心配」と言うのみで市民以上の支援をしている。家賃、水道料、ラーラプール利用料入浴料等多くの事業を無料、保育料は半額。25 年 7 月までで 1 世帯約 65 万円を補助となる。

問題点Ⅰ　法的根拠がない

どこの市町村もマネをしない理由　？

放射能に反対しているある市の議員が「松本市長は日本で唯一人の人」と褒めた。そうだとすると全国の市町村長は悪い人なのか。「なぜ、他の市町村長が真似をしないのか」と思い調査した。その結果「福島県以外からの避難者受入の法的根拠がない」事が判った。なお、当時私は某大学の通信教育で財政学を受講していたことを記しておく。財政学が調査に非常に影響を与えたからである。

ふと、考えた。**東日本大震災でも災害救助法の発令がなければ自衛隊でも出動できない。**私は財政課に**「市長の事業は法的根拠がなければ予算の執行が出来ないはず。その事を書いた文献はないでしょうか」**と依頼した。財政課は、さっと的確な文献を出して下さった。『予算の見方、つくり方』

（120Ｐ小笠原春夫・平成 23 年・学陽書房）に次のように書かれていた。

「予算編成権は市町村長だけがもつ権限で何をやっても良いのだ、といっても、制約が全くないということではなく、**いろいろな関係のある法令、条例、規制などを無視する事は絶対に許されない事**になっているし、住民の代表の意思決定機関である議会の議決を受けなければ執行することが出来ない。又、住民全体のために**公正適切**なものとなっているかどうかが良く問題にされる場合がある。」と書かれていた。これは地方自治法（第１３８条の二）、２１１条、憲法１４条に書かれている事である。

★ **福島県以外からの避難者受入の法的根拠がない。（138条二に反する）**

放射能の避難者支援については災害救助法の適用で実施されている。災害救助法では「**福島県のみが対象であり、支援内容は家賃のみ**」となっている。

★　松本市の福島県以外からの受入は議会で決めたことではない。実施後、議会に報告されたもの（211 条に反する）。

★　税使用の上で公平は非常に大切であることを財政学の講義を聞いて痛感した。国全体を見た時、放射能で悩む人、難病で苦しむ人、水俣病の人、貧困の人等様々な人がいる。国が「放射能避難は福島県のみ、支援内容は家賃のみ」と決めたのは様々なデータを検討して決めたのではないか。市民との**不平等な扱い**は市民に不快感をもたらす。

市民の中に「何の調査もせず放射能避難者を特別に優遇しているのは、おかしい」と言う人がいる（25年6月議会で発言）。

法的根拠のない福島県以外からの避難者受入については、尚の事と思われる。法的根拠がないとすれば憲法 89 条にも触れるのではないか。**憲法 89 条**には「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出…してはならない」とある。

市長に監査請求

市長が福島県以外から受入れた避難者 17 世帯に要した費用は平成 25 年 7 月までで 1118 万円となる。1 世帯 65 万円の補助である。きちんとした調査もせず、法的根拠のない地域から避難者を受入れている事に、市民から、その返還を求める声があるので、その返還を求め市長に監査請求をした。なお、監査請求は後術する問題点Ⅱの点もあり行ったものである。

★以上が法的根拠のない福島県以外からの避難者受入は市民の税の使い方としては不適切ではないかとする理由の一つである。

次に全国どこの自治体もしていない福島県以外からの避難者受入を、**なぜ松本市がする事になったか**について述べていく。

問題点Ⅱ　議会に出された不適切な文書「なぜ福島県以外から松本市が受入れる事になったか」

◆議会に出された文書　市長は平成 24 年 2 月 23 日、議会に「放射能による避難者受入の地域拡大に関して」とする文書を出した。文書には「広域避難者の受入については長野県災害支援対策本部の**「長野県東日本大震災の避難者」に準じて**次のとおり対応するものとします」と記されていた。「長野県に準じて…」の文言をみて、該当委員でなかった山崎は次の様に解釈した。

✽「松本市は地域拡大について、長野県に準じて受入れをする。✽長野県も実施するので、予算も国か県から来るだろう。**ところが 5 ヶ月後、長野県と松本市の避難者受入は同一でない事が判った**。その上前述したように福島県以外の地域は「国が決めていない地域であり、福島県からの避難者を多数受入れている地域でもある。その上「放射能が心配」と言うのみで受入れ、全額松本市税が使われている等の問題点も判った。**改めて平成 25 年 2 月 23 日の総務委員会資**料をみた。「長野県に準じて…対応」の文言が目に入った。そして**「長野県に準じて…」**の言葉で・松本市のみの実施の事も・市税を使用する事も・法的根拠の事も、問題視出来なかった事を思い出した。**「長野県に…準じて」が全てをカムフラージュ**したのである。「この表現が問題だ」と思った。「もし、長野県に準じて」の言葉がなければ問題視し、議会や市民は避難者受入を中止させていたに違いない」と思った。

偽りの文書ではないか

「避難者受入地域は長野県に準じていない。2 月 23 日に議会に出された文書は偽りではないか」と 24 年 12 月議会で質問した。しかし、松本市長は「長野県に準じている」の一点張りであった。長野県並びに松本市へ質問し、下記の枠内の回答をえており、それを提示しても……である。

長野県文書回答「福島県のみからの受入」**松本市文書回答**「福島県の他に千葉、埼玉、栃木、茨城県からも受け入れてい

それから 6 ヶ月後の 25 年 7 月より私は調査を再開した。

庁内会議資料を調査。市長は違いを知っていた？

23 年 3 月 11 日以降の避難者支援に関する庁内のある総ての書類の開示を求めた。

福島県以外からの避難者受入についての庁内会議資料が出てきた。議会にかけられる前に庁内会議がされており、そこに出された資料に次の事が明記され議

論されていた。✽松本市独自の支援である。✽福島県以外の県名が明記されていた。✽国の援助はない。入居する公営住宅の修理費も国から来ない事等が記されていた。**市長以下、長野県に準じていない事は十分に承知していたと推測される。**

又、「議会へ出す資料は別に伺う」ともされていた。その結果、議会へ「長野県に準じて」とする文書のみが出されたと思われる。

議会はどう対処したか

この問題に議会は如何にしたかを以下に記す。

「長野県に準じているか、いないかを議論せよ」との動議

24年12月5日の議会で「長野県と松本市の放射能に関わる避難者受入区域で長野県に準じているか、いないかを議論せよ。そして、どちらかが間違っていたら、議会で謝罪せよ」との動議が某議員から出された。その問題は議会運営委員会に付託された。1回目の議会運営委員会では「どちらの言い分が正しいか議論せよ」との事であつた。その準備をしていたが、2回目の議会運営委員会の直前、事態は急変した。

◆密室で囲まれる――山崎は議長室という密室に呼ばれた。山崎以外の議員は入室を許さなかった。山崎一人を前議会運営委員長、前副議長、前議長、議会事務局長、同次長で囲み「**長野県に準ずるか準じないかは松本市と山崎でやって欲しい。偽りとの言葉が悪いので、その削除と謝罪をせよ**」と求めた。山崎は、「原因なくして結果なし。長野県に準じているか、いないかの議論を』と反論したが、許されなかった。第2回議会運営委員会は議長室での話通りに進められた。削除する理由を発言する予定であったが、議会の示した文に一言も付け加える事も許されなかった。議会の示した文を淡々と読んだ。議長室という密室の中で山崎は**脅威を覚えた**。

◆議会に監査請求

議会は何の調査もせず決着させた。私は議会の関係者に監査請求をする事とした。その理由は――議会が松本市と山崎の言い分の議論を放棄した事(注:1)、非公開の場で会議をした事(注:2)、山崎の言い分を発言させなかった事(注:3)などにより、結果的に法的根拠のない福島県以外からの人を避難者として受入、する事を議論する事も更に中止する事も出来ず多額の市民の税金を支出する事になったからである。又、私が調査に自信をもっていたからでもある。

なお注:(1)は地方自治法100条、議会基本条例を犯している。(2)と(3)は議会が自分で決めた議会基本条例を犯している。監査請求の対象者は前議会運営委員長、前副議長、前議長である。**ご意見のある方は0263-87-7055へｆａｘを下さい。**誤字脱字がありましたら指摘下さい。